

日本獣医師会

畜産・家畜衛生部会 家畜衛生委員会報告

公衆衛生部会 公衆衛生委員会報告

人と動物の共通感染症対策における 家畜衛生と公衆衛生分野の連携推進のあり方

— 公務員獣医師の確保対策を含めて —

平成23年7月

社団法人 日本獣医師会

目 次

1	はじめに	1
2	共通感染症対策を取り巻く情勢	2
	(1) 近年の共通感染症の発生動向	2
	(2) 獣医師に対する社会的ニーズの拡大	2
	(3) 「One World-One Health」の理念に基づく共通感染症対策 の推進	2
	(4) 公務員獣医師の現状	3
	ア 公務員獣医師の業務の多様化と拡大	3
	イ 公務員獣医師の不足	3
3	家畜衛生と公衆衛生分野の連携推進上の課題	4
	(1) 公務員獣医師の連携と相互理解の重要性	4
	(2) 共通感染症対策における整合性のとれたリスク管理の必要性	4
	(3) 共通感染症対策を所管する行政機構・施策の連携の必要性	5
	(4) 口蹄疫の防疫措置をめぐる課題	5
	ア と畜場等の畜産関係施設の防疫対策	6
	イ 疫学専門家の養成と緊急時の防疫支援部隊の設置	6
	(5) 公務員獣医師の人材確保を図るうえでの課題	6

(6) 獣医学教育における課題	7
4 家畜衛生と公衆衛生分野の連携推進のあり方	7
(1) 共通感染症対策を核とした家畜衛生と公衆衛生分野間の連携・協力の促進	7
(2) 家畜衛生と公衆衛生分野間での人事交流の促進	8
5 公務員獣医師の人材確保・育成対策	8
(1) 公務員獣医師に関する情報提供	8
(2) 職場環境の整備	9
(3) 公務員獣医師の待遇改善	9
(4) 獣医学教育における獣医事関連行政カリキュラムの充実	9
6 まとめ	10

人と動物の共通感染症対策における 家畜衛生と公衆衛生分野の連携推進のあり方

－ 公務員獣医師の確保対策を含めて－

1 はじめに

人の感染症の約60%が動物との共通感染症（以下「共通感染症」という。）であり、また近年、その発生が増加している新興感染症の60～75%が共通感染症といわれている。重症急性呼吸器症候群(SARS)、新型インフルエンザ、高病原性鳥インフルエンザ及びニパウイルス感染症の発生事例が示すように、世界の人口増加や急速な経済発展に伴う森林開発など自然環境破壊の進行、さらには人や物の移動のグローバル化やスピード化などに伴い、共通感染症は人と動物の健康問題のみでなく、国際的かつ重大な社会・経済問題を引き起こす要因ともなっている。

共通感染症の発生には、人と動物の関係の多様化、接触の機会、社会習慣、知識不足、生態系の変化や地球温暖化など、数多くの要因が複雑に関連していることから、その発生予防及びまん延防止には広範な分野の関係者が連携、協力して取り組むことが必要となっている。

そうした中で獣医師は、その専門的知識や技術を活かして産業動物や愛玩動物の臨床、家畜衛生、食品の安全性確保を含む公衆衛生、試験研究及び自然環境や野生動物の保護など、幅広い分野で活躍している。特に、家畜衛生と公衆衛生分野に従事する獣医師は、これまでもそれぞれの立場から共通感染症対策に取り組んできている。また、この分野における公務員獣医師の活動が占める割合は高く、社会的ニーズに的確に応える職責や期待もかつてないほど高まっているのが現状である。

本会では、共通感染症対策を効果的に推進するうえで、獣医師が果たす役割は、大きく、特に家畜衛生と公衆衛生分野の連携、協力が重要であるとの認識から、家畜衛生委員会と公衆衛生委員会の合同委員会を設け、両委員会の構成委員相互の意見交換と連携推進のあり方について検討を行った。

また、併せて近年、両分野で主体的な役割を担う公務員獣医師の不足が深刻な問題となっていることから、今後の公務員獣医師確保対策

を含めて検討・協議を行ったので報告する。

2 共通感染症対策を取り巻く情勢

(1) 近年の共通感染症の発生動向

近年、我が国では伝達性海綿状脳症や高病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫等の重大な家畜伝染病の発生が続発し、甚大な経済的損失と食品の安全性を揺るがすさまざまな社会問題を引き起こし、畜産関係者ばかりでなく、多くの国民がその被害や健康不安を実感するものとなった。

また、人や動物、食品をはじめとする物の移動のグローバル化の進展等により、腸管出血性大腸菌（O-157、O-111、O-104等）、サルモネラやカンピロバクター等による食中毒の集団発生、日本人が狂犬病に海外で感染した例、レプトスピラ症やブルセラ症などの輸入動物やペット動物等に起因する共通感染症や新興・再興感染症の発生・侵入リスクがこれまでになく増大している。

このような状況を踏まえ、家畜衛生及び公衆衛生に携わる獣医師は、食品の安全性の確保をはじめとする多くの解決すべき課題と職責の重要性を再認識しているところである。

(2) 獣医師に対する社会的ニーズの拡大

食料自給率が40%足らずの我が国において、安全で良質な畜産物の安定的供給を図るためには、畜産業の健全な発展と輸入家畜や農畜産物を含め、さまざまな食品及びその原材料、飼料等の輸出入検疫や、国内流通・販売過程での安全対策と適正流通の確保を図る必要がある。また、共通感染症対策の推進には、飼育動物の適正飼養に関する普及啓発や自然環境及び野生動物の保護・管理、生物多様性等の広範な分野での情報の共有化などの対策の推進が必要である。

そして、多くの獣医師がこれらの広範な業務に携わっており、獣医師の果たすべき社会的責務は急速に拡大している。

(3) 「One World-One Health」の理念に基づく共通感染症対策の推進

共通感染症は、食品を介するもの、家畜や愛玩動物または野生動物に起因するものなど、極めて多様な感染形態の疾病を包含してい

る。また、その対策についても、生産から流通における各段階での対策や野生動物を含むサーベイランス体制等の整備、消費者や一般国民への普及啓発等、広範かつ多様な対策が求められている。

このため、人と動物の健康や自然環境及び生態系の保全等に携わる関係者が緊密に連携・協力して、総合的な対策に取り組むことの重要性が指摘されており、広い視野から人、動物及びこれらを包含する生態系の健康を一体的に捉え、維持、推進していこうという考え方、すなわち「One World- One Health」の理念に基づく感染症対策の推進が世界的潮流となってきた。

こうした状況の中で、共通感染症対策の推進には獣医師が担う役割は大きく、広範な業務分野で活躍している実績とその科学的専門知識に基づく獣医師同士の連携・協力はもちろんのこと、さまざまな分野の関係者による総合的な取り組みを推進するうえで、獣医師には中心的役割を担うことが期待されている。

(4) 公務員獣医師の現状

ア 公務員獣医師の業務の多様化と拡大

近年、牛海綿状脳症(BSE)や高病原性鳥インフルエンザをはじめとする共通感染症の続発や、動物由来の病原体やダイオキシン等の有毒・有害物質による食品汚染等に係る人の健康被害発生等から、食品の安全性確保と共通感染症による人の健康被害防止に関する社会的ニーズが非常に高まっている。

こういった背景のもと、公務員獣医師は、家畜衛生と公衆衛生分野において、家畜伝染病や共通感染症対策、食品の安全性確保、動物愛護管理や福祉の推進、野生動物や環境保護等、広範な分野において行政施策の実現、検査、調査研究あるいは監視・指導業務等を担っている。

このため、公務員獣医師の業務が急速に拡大、多様化するとともに社会的な重要性も高まっている。

イ 公務員獣医師の不足

獣医学系大学を卒業した新規獣医師の過半数が小動物分野に就業している現状が続いていることや、団塊世代の公務員獣医師の定年退職等により、地方自治体における公務員獣医師の不足が一

部の都市部を除いて顕在化、慢性化している。平成19年5月に農林水産省が取りまとめた「獣医師の需給に関する検討会報告書」においても、今後の畜産（家畜衛生）分野及び公衆衛生分野等を担う公務員獣医師の確保が困難になることが懸念されている。

また、女性公務員獣医師も増加し、それに伴い産休、育児休暇の取得による、獣医師不在という状況も発生してきている。

3 家畜衛生と公衆衛生分野の連携推進上の課題

(1) 公務員獣医師の連携と相互理解の重要性

「One World-One Health」の理念に基づき共通感染症対策を推進していくには、さまざまな分野の関係者の連携が必要であるが、特に家畜衛生と公衆衛生分野の連携・協力が必要不可欠であることは論を待たない。中でも公務員獣医師は、両分野において主体的役割を担っていることに加え、人事異動等により両分野において業務経験や実績を持つ人材も少なくない。このため、両分野の連携推進の橋渡しの役割や、自ら積極的に相手分野に対してアプローチを行うことができる立場にある。

反面、公務員獣医師は、それぞれの関係法令に基づく業務に従事していることが大半であることから、それぞれの立場や業務に固執する傾向がみられ、いわゆる、縦割り行政の弊害が生じているのも事実である。

さらに、家畜衛生分野は都道府県単位、公衆衛生分野は都道府県、保健所設置市または特別区単位と行政区分が一部異なることが両分野が連携を図る上で阻害要因となっている。食品の安全性確保及び共通感染症のリスク管理をより一層推進するためには、家畜衛生と公衆衛生分野の公務員獣医師が、これまで以上に相互理解と連携を図ることが重要である。

(2) 共通感染症対策における整合性のとれたリスク管理の必要性

平成19年、複数の県において家畜伝染病予防法に基づく牛のブルセラ病とヨーネ病の法定検査において、疑似患畜と判定された牛（由来）の生乳の取り扱いに関して、農林水産省と厚生労働省との間で、

それぞれが所管する法律の運用と解釈の違いから、乳業メーカーが大量の乳製品を回収・廃棄する事態となった。

また、食品の安全性確保や家畜衛生の向上に有益な、と畜検査情報や生産農場における家畜衛生情報等が、両分野の診断基準やリスク評価についての認識の違いから有効活用が図られていないなど、両分野の連携や相互理解不足が指摘されている。

これらの事例が示すように、両省の所管する法律等の目的が異なることから、その運用等で差があることは止むを得ない面もあるが、このような問題について、行政機関の所管や分野を超えて、科学的かつ総合的なリスク管理手法を取り入れる必要がある。

(3) 共通感染症対策を所管する行政機構・施策の連携の必要性

共通感染症対策の推進には、家畜衛生、公衆衛生、動物愛護管理、自然環境・野生動物等の保全、獣医学教育や学校飼育動物、食品に関するリスク管理等をそれぞれ所管する多数の省庁（内閣府、厚生労働省、農林水産省、環境省、文部科学省の1府4省）が関係している。各省庁等の役割や責任分担の必要性はあるものの、その究極の目的は人の健康確保と安全・安心な社会の確立を目指したものである。しかしながら、獣医学を基礎とする科学的、技術的問題に関して、これまで各省庁間において共通認識のもとに法令等が整備されてきたとは必ずしも言えないのが現状である。

産業動物、愛玩動物や野生動物に起因する重大な共通感染症発生時の危機管理や畜産物の安全性の確保、または食中毒等の健康被害の発生防止を迅速に推進するため、各行政機関の連携を一層強化するとともに、横断的あるいは一元的な管理の下で対応可能な組織を作る必要がある。

(4) 口蹄疫の防疫措置をめぐる課題

平成22年の宮崎県における口蹄疫の発生は、今後の我が国における重大な感染症の防疫体制をより実効性あるものに改善するための多くの教訓を残した。さらに、複数の地方自治体で同時発生する等、最悪のケースを想定したシミュレーションにより、備えを万全にすることの必要性も明らかとなった。また、口蹄疫以外にも発生が懸念される多くの共通感染症や新興・再興感染症、食料の安定供給に支障を与える重大な感染症は多種存在し、今後の防疫体制を整備・

強化していくことが喫緊の課題である。

ア と畜場等の畜産関係施設の防疫対策

家畜（生体及びその加工品）が広域流通している現状から、口蹄疫等の重大な感染症が発生した際、と畜場、食肉市場、食鳥処理場及び化製場等の畜産関連施設での衛生管理が家畜衛生及び公衆衛生両分野共通の課題である。これらの畜産関係施設は、家畜衛生と公衆衛生の接点となる施設であり、関係法令等も多種あることから、両分野が連携して、迅速な防疫対応を図る必要がある。そのためには、事前に関係法令の運用に関して調整し、危機管理体制を整備しておくことが必要不可欠である。

また、宮崎県では口蹄疫の防疫措置として殺処分した家畜の埋却場所の確保に苦慮したが、この問題は全国共通の課題でもある。多数の家畜の殺処分やその死体の埋却は、動物愛護管理問題や環境の保全に係る問題を引き起こす懸念もあり、このような課題への対応は、従来の縦割り行政の枠組みでは難しく、国の関係省庁間による連携とマニュアルの整備等が必要である。

イ 疫学専門家の養成と緊急時の防疫支援部隊の設置

感染症の発生要因の分析や効果的な防疫方針の策定には、疫学に関する専門知識、具体的な調査方法や解析方法等を身につけた人材の育成が重要である。

また、重大な感染症の発生時に初動防疫を迅速かつ的確に実施するには、実地疫学専門家として専門知識や技術を持った訓練された人員と、防疫活動に必要な資機材を装備した緊急支援部隊を事前に登録し、発生現地に急派できる体制整備も必要である。

（５）公務員獣医師の人材確保を図るうえでの課題

各地方自治体では、不足する公務員獣医師を確保するため、独自の修学資金制度の設置や採用年齢の引き上げ、獣医学系大学での説明会の実施、インターンシップや学生研修生の受け入れなどの人材確保対策を行っている。しかしながら、獣医学系大学の多くが都市部にあることや、「学生の小動物臨床志向が強い」などの理由から、都市部の一部の自治体を除いては、十分な効果が上がっていない。

また、獣医学系大学の学生の多くが公務員獣医師の職務やその社会的役割、魅力等について十分認識していないことも志望者が少な

い原因となっている。

なお、公務員獣医師の待遇改善については、一部の自治体での改善はみられるものの、同様の国家資格を持つ医師、歯科医師の給与体系と比べ、まだ低い状況にある。また、就職後においても、高度な専門知識や技術の研鑽が必要であるばかりでなく、危険性や肉体的、精神的負担を要する業務、また獣医師としての職務上の責任を必要とする業務内容が多いにもかかわらず、その待遇や処遇が伴っていない現状が続いている。

(6) 獣医学教育における課題

獣医学系大学における家畜衛生や公衆衛生行政に関する具体的業務内容や社会的意義、魅力等に関して、学生が知る機会が少ないのが現状である。そのため、学生が将来の職業選択を考えるうえで公務員獣医師の魅力や、やりがい、待遇等の参考とする情報が少ないことが公務員獣医師志望者の少ない一因ともなっている。

4 家畜衛生と公衆衛生分野の連携推進のあり方

食品の安全性確保の重要性がますます高まる中で、生産現場から流通、消費までの各段階での安全確保対策を一貫して行うには、家畜衛生と公衆衛生分野間において、それぞれ所管する法律等の目的に差があるにせよ、個々の共通感染症に対するリスク評価やリスク管理方法について相互に理解を深め連携を図るとともに、場合によっては省庁間の壁を取り払い、科学的根拠に基づいて迅速に対応できる組織（例：食品安全庁）が必要である。

日本獣医師会としては、獣医学や獣医療をベースにしての専門的知見を主張できる唯一の技術者集団として、意見を発信していくべきである。

(1) 共通感染症対策を核とした家畜衛生と公衆衛生分野間の連携・協力の促進

家畜衛生と公衆衛生分野の連携促進には、共通感染症対策等、文字どおり共通の課題となる事柄について、両分野の関係者がより多く、より活発に意見交換や議論する機会を設け、相互理解の促進を

図ることが重要である。

そのためには、行政機関は当然ながら、日本獣医師会や関係学会、大学、試験・研究機関等の関係者は、積極的に会議やシンポジウム等を開催し、情報を共有化するとともに、広範な他分野の関係者との交流を進めるための機会を設ける必要がある。

また、国や地方自治体は、共通感染症に関する学際的な調査・研究や家畜衛生と公衆衛生分野が共同で行う事業や調査研究を企画、支援すべきである。

さらに、家畜保健衛生所や動物管理センター等の共通感染症を所管する両分野の行政機関は、従来はそれぞれが役割分担しつつ進めているが、今日のような国際化、高度化、複雑化した社会では、国、地方及び関係機関における連携が重要であることはいうまでもない。

地方獣医師会にあっては、地域で感染症対策協議会等が開催される場合には、適任者を推薦・派遣するとともに、その情報を各会員にすみやかに周知して会員が円滑に協力できるように配慮する必要がある。また、家畜衛生分野は都道府県単位、公衆衛生分野は都道府県、保健所設置または特別区と行政区分が一部異なることから、連携を円滑に進めるためには地方獣医師会が間に入るなど、橋渡しをすることも重要である。

(2) 家畜衛生と公衆衛生分野間での人事交流の促進

国や地方自治体での家畜衛生と公衆衛生分野の人事交流を促進し、人材のネットワークの構築と相互理解や情報共有の促進を図る必要がある。そのためには、国と地方自治体の人事異動を活発化させること等により、長期的には隔たりのない対応が可能になるといえる。

5 公務員獣医師の人材確保・育成対策

(1) 公務員獣医師に関する情報提供

国や地方自治体において、就職説明会の開催、インターンシップや学生実習の受け入れ、魅力あるプログラムの作成、修学資金制度の充実等、これまで以上に積極的に学生を誘導するとともに獣医学教育に参画・協力する必要がある。特に、公務員獣医師の職業としての魅力や多様な業務分野があること、育児休業等の充実した福利

厚生や研修制度等、学生が職業選択を考えるうえで参考となる情報提供に努めることが重要である。そのためには、大学と国や地方自治体などの行政が連携して、活躍する公務員獣医師が仕事のやりがい等について講義するとともに、学生と自治体が合同で座談会を行う等の機会を設ける必要がある。

(2) 職場環境の整備

国、地方自治体及び獣医師会は、公務員獣医師を対象とした研修会や講習会の開催を増やすとともに、自治体職員が情報収集、自己研鑽の場として積極的に関係学会等へ参加できるよう職場環境の整備にも努める必要がある。また、増加する女性や高齢の獣医師にとっても働きやすい労働環境を整えることも重要である。さらに、在職のまま国内あるいは海外の大学院に留学を可能にし、学位取得への支援をする等の制度の創設や制度活用機会を与えることで、職員のモチベーションや学識を高めるよう努力すべきである。

(3) 公務員獣医師の待遇改善

地方自治体の公務員獣医師の人材確保には、その職責や業務内容に見合った待遇や処遇の改善を図ることが最も重要と言える。公務員獣医師が果たしている社会的役割や業務内容を広く社会や自治体にアピールするためには、上位のポストを要求する等、国や地方自治体への働きかけを強化する必要があることは当然であるが、日本獣医師会や獣医師関係団体等をはじめ、個々の獣医師が公益事業の推進や社会貢献等に積極的に参加するなどして、獣医師そのものの社会的地位の向上を図る地道な努力が基礎となる。

(4) 獣医学教育における獣医事関連行政カリキュラムの充実

公務員獣医師の人材確保と小動物臨床への新規獣医師の偏在傾向の是正を進めていくうえで、獣医学系大学における教育カリキュラムは重要な役割を持つといえる。公務員獣医師の具体的な業務内容、関係法令、社会的な役割や意義等を学ぶ教科の改善と充実を図る必要がある。家畜衛生及び公衆衛生両分野の連携と共通感染症対策の円滑な推進を図る人材育成のためには、家畜衛生行政及び公衆衛生行政を一体的に学ぶカリキュラム（獣医事関連行政学（仮称））を設

けることを検討すべきである。また、併せて獣医学系大学の学生が将来の職業選択を考えるうえで、公務員獣医師の待遇や職業としての魅力等の知識や情報を十分得られる内容のカリキュラムとする必要があり、より早い段階（低学年）から学習する機会を設けることが重要である。さらに、状況に応じて中・高校生等に対して公務員獣医師の仕事や役割を啓発する催しの開催等、大学や獣医師会が連携して取り組むことも必要である。一方、獣医学系大学に入学する学生の多くは首都圏や大都市圏出身者で占められていることから、将来公務員獣医師を目指す地方の高校生を対象に、（自治医科大学のように）自治体が授業料を負担し、卒業後は一定期間その自治体に就職することを義務づける「自治体推薦枠」といった入試区分を大学に設けることも考慮する必要がある。

なお、公務員分野への獣医学生の誘導に当たっては、獣医学教育の均等性や公平性の確保、高度化を図ることを考慮のうえ、獣医学系大学と自治体が連携して必要な教員数の確保、質の高い獣医学教育の充実、改善に取り組むことが重要である。

6 ま と め

共通感染症対策を効果的に推進していくには、「One World-One Health」の理念に基づき、さまざまな分野で関係者の連携が必要となる。特に、家畜衛生と公衆衛生分野の連携・協力が不可欠であるが、両分野において主体的役割を担っている公務員獣医師は、これまでの縦割り行政の弊害を乗り越え、両分野の連携推進の先導的役割を努める必要がある。

また、このような両分野間の協力を図る上で障害になるのは、お互いの存在価値を認め、協力する姿勢の欠如であると言われている。家畜衛生と公衆衛生分野の連携推進には、異なる領域の獣医師や関係者と積極的に交わり、相手の立場を尊重したうえで、広い視野から共通の課題に取り組み、連携して業務を遂行していくことが大切である。

現在、広範な職域で重要な役割を担っている公務員獣医師の不足が懸念される中で、家畜衛生と公衆衛生分野が連携して共通感染症対策の推進を図るには、Specialistとしての獣医師であるばかりでなく、Generalistの視点も併せ持つ獣医師が求められている。国や地方自治

体、大学関係者及び日本獣医師会をはじめとする獣医師関係団体等は、連携して公務員獣医師の人材確保・育成により一層努力する必要がある。特に、日本獣医師会は、両分野の垣根を取り払い、獣医学を基礎とする科学的、技術的専門性を有する科学者集団として、「One World-One Health」の理念に基づき長期的な活動を続けていくべきである。

畜産・家畜衛生部会 家畜衛生委員会委員

委員長
(部会長)

- | | |
|-------|-------------------------------------------|
| 榛葉 雅和 | 社団法人日本獣医師会理事 (畜産・家畜衛生担当) |
| 宇野 洋一 | 社団法人神奈川県獣医師会理事
(宇野獣医科医院院長) |
| 大江 正人 | 社団法人山口県獣医師会理事
(大江家畜診療所院長) |
| 久利 俊二 | 社団法人香川県獣医師会
(社団法人香川県畜産協会企画管理部長) |
| 鈴木 博 | 社団法人東京都獣医師会
(東京都家畜保健衛生所課長補佐) |
| 武隈 俊和 | 社団法人北海道獣医師会
(共立製薬株式会社顧問) |
| 手塚 博愛 | 社団法人鹿児島県獣医師会
(社団法人鹿児島県家畜畜産物衛生指導協会事務局長) |
| 新田 正憲 | 社団法人富山県獣医師会
(社団法人富山県配合飼料価格安定基金協会常務理事) |
| 函城 悦司 | 社団法人兵庫県獣医師会
(株式会社微生物化学研究所参事) |
| 丸山 崇 | 全国家畜衛生職員会顧問
(株式会社中部衛生検査センター所長) |

公衆衛生部会 公衆衛生委員会委員

委員長
(部会長)

- | | |
|-------|------------------------------------------|
| 森田 邦雄 | 社団法人日本獣医師会理事 (公衆衛生担当) |
| 伊澤 史隆 | 社団法人鳥取県獣医師会
(鳥取県西部総合事務所生活環境局生活安全課長) |
| 廉林 秀規 | 全国公衆衛生獣医師協議会会長
(東京都福祉保健局健康安全部食品監視課課長) |
| 長濱 伸也 | 社団法人大阪府獣医師会理事
(大阪府環境農林水産部動物愛護畜産課総括主査) |
| 西村 耕一 | 社団法人福岡県獣医師会理事
(福岡県食肉衛生検査所所長) |
| 藤田 淳 | 社団法人愛媛県獣医師会
(愛媛県保健福祉部薬務衛生課技幹) |
| 松岡 隆介 | 厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課課長補佐 |
| 丸山 総一 | 社団法人神奈川県獣医師会
(日本大学生物資源科学部教授) |
| 宮上 禎肇 | 社団法人北海道獣医師会理事
(北海道八雲食肉衛生検査所所長) |
| 八木 幸隆 | 社団法人石川県獣医師会副会長 |